

深谷市立深谷中学校における盗撮防止等ガイドライン



1 目的

本ガイドラインは、深谷市立深谷中学校が、盗撮を未然に防止し生徒や教職員等のプライバシー確保と安全を守ることを目的とし、万が一、盗撮発覚後の被害者の保護、被害の拡大防止及び再発防止を図ることを目的とする。

2 定義

本ガイドラインにおける盗撮とは、相手の同意を得ずに他人の身体や下着などを撮影する行為及び盗撮目的で、カメラ、スマートフォン、タブレットその他の機器を設置することを指し「7 関係法令」に定めがあるものとする。

3 対象

生徒及び教職員並びに来校者を対象者とし、対象場所は本校敷地内及び校外において教育活動が行われる場所とする。

4 未然防止対策

○ 環境整備及び点検(日常、定期、臨時)、巡回

- ・校内のすべての場所について、常に整理整頓を行う。
- ・特に更衣等を行う場所には、仕切りやカーテンを適宜設置し、外部からの視線を遮断する。
- ・更衣等を行う場所の鍵の管理や貸し出しについては、キーボックスなどで確実に管理する。

○ 点検

点検は施設の状況等について、日常点検、定期点検、臨時点検を行う。その他、必要に応じ巡回を行う。

(1) 日常点検

- ・清掃指導や巡回等の際に、不審な物がないかなどを確認する。

(2) 定期点検

- ・少なくとも学期に1回、別添「盗撮防止にかかる定期点検票」に従い点検を行う。なお、学校保健安全法に基づく施設及び設備の安全点検と合わせて実施することも可とする。
- ・点検は、校長、教頭、主幹教諭とそれ以外の職員がペアとなって行う。

- ・修繕が必要な場合は教育施設課と協議し迅速に対応する。
- ・盗撮や盗撮が疑われる状況を確認した時は、現状保管を行い、学校教育課へ速やかに報告するとともに、深谷警察署にも通報し連携を図る。

(3) 臨時点検

- ・点検方法等については定期点検と同様とする。
- ・年末年始や夏季休業日などの長期休業、体育祭や文化祭などの学校行事の直前直後などに行う。
- ・水泳の授業等のための更衣を行う場所については、特に留意して点検を行う。

○ 個人所有端末の利用制限

- ・教職員は、個人所有のスマートフォン等の撮影機器を使って生徒等を撮影することを禁止する。
- ・教職員が学校所有の機器を利用して行う生徒等の撮影については、管理職の許可を得た場合に限り認められるものとする。
- ・生徒の貸与されている端末の利用については、別途校内規定等に基づくものとする。
- ・学校の機器を利用して撮影した写真や映像などのデータは所定のフォルダに保存し管理するとともに、保存後は機器内のデータを速やかに削除する。

○ 来校者への協力依頼

- ・全ての来校者に対し、事務室等での記名や名札の着用を求める。
- ・来校者が生徒等の撮影を行う場合には、個人情報やプライバシーなどに配慮するよう協力を求める。
- ・必要に応じ来校者の立入りを許可しない区域を定め、掲示するなど来校者の立入りを制限する。

○ 教職員への研修・児童生徒への指導

(1) 教職員向け研修

- ・不祥事防止のため、不祥事防止研修プログラムに則った研修などを適時適切に行う。その際には、「教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」に規定する盗撮行為は懲戒免職処分の対象となることを周知徹底する。

(2) 生徒への指導

- ・授業等を通じて、生徒に対して、スマートフォン管理の重要性、盗撮の違法性、被害の深刻さ、倫理的問題等について指導を行う。また、校内で不審な物や不審な人物を見かけたら、すぐに教職員に伝えることなども指導する。併せて、保護者にも指導内容等を周知し、協力を求める。

(3) その他の啓発等

- ・入学式やPTA総会・理事会、各学年行事説明会や進路説明会などの機会を通じて、生徒及び保護者への情報機器の利活用上の留意点や指導事項、SNSへの対応などについて説明、学校の対応の範囲などを明確に伝える。
- ・盗撮を発見した際には直ちに通報する旨又は盗撮を防止するため定期的に校内巡回を行っている旨のポスター等を学校の敷地内に掲示する。
- ・生徒及び保護者に対して、警察庁の匿名通報や県教育委員会及び市町村教育委員会が設置する相談窓口を周知する。

5 発覚後の対応

盗撮または盗撮が疑われる事案が発覚した場合は、迅速に警察に通報するとともに被害者の保護を第一に適切な処置を行う。

○ 被害者保護

- ・盗撮をされている状況にある場合は、被害者を現場から退避させる。
- ・必要に応じ状況等について確認を行う。
- ・被害者が生徒の疑いがある場合は、保護者に速やかに連絡を行う。
- ・被害生徒の登校については、オンライン授業など必要に応じ代替措置を検討する。
- ・被害者にはカウンセリングや心理的サポートを提供する。
- ・盗撮画像や動画が SNS などで拡散されていることが確認された場合は、プロバイダーなど関係機関に削除に関する相談を、生徒及び保護者と連携して行う。

○ 警察への通報等

- ・迅速に深谷警察署へ通報する。
- ・深谷警察署への第一報後については、被害生徒、保護者等と相談して対応する。
- ・深谷警察署から指示を受け、被害者等から被害にあった際の状況等を聴取する。また、証拠(映像、機器等)を複数によって保全する。

○ 教職員が加害者の場合

- ・学校教育課へ報告を行うとともに、本校で対応委員会等を設置するとともに、学校教育課の指示に従う。
- ・保護者及び生徒への説明会を開催し、事件の概要と再発防止策について説明を行う。

○ 生徒が加害者の場合

- ・学校教育課へ報告を行う。
- ・加害生徒の動機や状況等について丁寧に聞き取りを行い、対応について学校教育課と協議を行う。
- ・必要に応じ加害生徒に対しカウンセリングを行う。

6 継続的な見直し

埼玉県教育委員会又は深谷市教育委員会が、他自治体も含めた盗撮事案の調査や法改正を踏まえガイドライン等や不祥事防止研修プログラムの見直しを行った場合には、必要に応じ本校での対応の見直しを行う。

7 関係法令

- 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(児童生徒性暴力防止法)
- 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(性的姿態撮影等処罰法)
- 埼玉県迷惑行為防止条例(※盗撮行為の発生場所が県外である場合は発生場所の都道府県が定める条例)
- 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(児童ポルノ禁止法(18歳未満の被害者が含まれる場合))
- 個人情報の保護に関する法律

8 相談先

- 埼玉県教育委員会
教職員コンプライアンス相談ホットライン 048-830-6629
学校電話相談 048-830-6737
- 深谷市教育委員会学校教育課 048-572-9578
- 深谷市立教育研究所 048-572-9456
- 性暴力等犯罪被害に関する相談窓口
アイリスホットライン 0120-31-8341